

国民健康保険料の計算方法

国民健康保険料の年額は次の①～③の合計額で算定します。

$$\text{年間保険料} = \text{医療分①} + \text{後期高齢者支援金分②} + \text{介護分③}$$

※10円未満端数切捨て

●「医療分」

その年に必要と見込まれる医療費から、国・府等の補助金や町からの繰入金、また、みなさんが医療機関等の窓口で支払う一部負担金を除いたものを、国民健康保険被保険者のみなさんに負担していただく分。

●「後期高齢者支援金分」

その年に納付すべき後期高齢者支援金から国や府からの補助金を除いたものを、国民健康保険被保険者のみなさんにご負担いただく分。

●「介護分」

40歳以上65歳未満の加入者について必要となる「介護保険料」にあたるもので、その年に納付すべき介護納付金から、国や府からの補助金を除いたものを、40歳以上65歳未満の加入者で負担する分。

①医療分

【令和7年度分】所得割：9.30%（最高限度額65万円） 均等割：34,424円 平等割：33,574円

所得割額（※1）	+	均等割額 （1人当たり）	+	平等割額 （1世帯当たり）
（総所得金額－基礎控除額）×9.30%		34,424円×加入者数		33,574円

②後期高齢者支援金分

【令和7年度分】所得割：3.02%（最高限度額24万円） 均等割：11,034円 平等割：10,761円

所得割額	+	均等割額 （1人当たり）	+	平等割額 （1世帯当たり）
（総所得金額－基礎控除額）×3.02%		11,034円×加入者数		10,761円

③介護分（40歳以上65歳未満の方のみ）

【令和7年度分】所得割：2.56%（最高限度額17万円） 均等割：18,784円

所得割額	+	均等割額 （1人当たり）
（総所得金額－基礎控除額）×2.56%		18,784円×40歳以上65歳未満の加入者数

（※1）各項目の所得割額は、加入者それぞれについて算出した所得割額の合計です。なお、各控除金額は税資料でご確認ください。

給与所得	=	収入金額	－	給与控除額				
年金所得	=	年金受給額	－	公的年金控除額				
事業所得	=	収入金額	－	必要経費	－	専従者給与	－	純損失
譲渡所得	=	収入金額	－	取得費等経費	－	特別控除額		

また、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める額です。

合計所得金額	基礎控除額（改正後）
2400万円以下	43万円
2400万円超2450万円以下	29万円
2450万円超2500万円以下	15万円
2500万円超	0円

（※2）①医療分と②後期高齢者支援金分の均等割額について、加入者のうち6歳未満の方の分については、5／10とします。

（※3）世帯の中に後期高齢者医療に移行する人がいることにより、国保の加入者が1人になった場合、1人になってから5年間は平等割額が1／2（「特定世帯」といいます。）、その後の3年間は1／4軽減されます（「特定継続世帯」といいます）。

保険料の軽減について

世帯の総所得が一定の額以下の場合、保険料のうちの平等割額・均等割額から7割・5割・2割が軽減されます。

軽減判定所得

7割軽減	43万円
5割軽減	43万円+30万5千円×国保加入者数
2割軽減	43万円+56万×国保加入者数

なお、軽減判定所得の算定には、世帯主が国保に加入していない場合（擬制世帯主）でも、世帯主の所得を含みます。

また、特定同一世帯（※）の所属者の所得も合計に含みます。

（※）特定同一世帯とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する方がいる世帯のことです。

試算用メモ

世帯員	医療		支援		介護	
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額
世帯主	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
小計	円	円	円	円	円	円

平等割	円	円	円
-----	---	---	---

計	円	円	円
---	---	---	---

年間保険料額 円